

議員提出議案第1号

須賀川市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記議案を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条の2第5項及び須賀川市議会本会議規則(平成16年須賀川市議会規則第1号)第8条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成22年3月17日

議会運営委員長 大内康司

須賀川市議会議長 渡辺忠次様

議員提出議案第 1 号

須賀川市議会委員会条例の一部を改正する条例

須賀川市議会委員会条例（平成 16 年須賀川市条例第 78 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表総務常任委員会の項中「市長公室（土地利用の計画及び総合調整に関すること及び）」を「企画財政部（長期的）」に、「総務部」を「行政管理部」に改め、同表建設水道常任委員会の項中「、土地利用の計画及び総合調整に関すること及び水資源対策に関すること並びに関連する歳入に関する事務」を「並びに長期的水資源対策に関すること。」に改め、同表生活産業常任委員会の項中「市民生活部」を「生活環境部」に改め、「並びに関連する歳入に関する事務」を削り、同表教育福祉常任委員会の項中「保健福祉部」を「健康福祉部」に、「、教育財産の建築に関すること並びに関連する歳入に関する事務」を「並びに教育財産の建築に関すること。」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。